

聴覚障害者運転免許他

JJ1SXA/池

本年(平成20年)6月1日施行された改正道交法で、聴覚障害者運転免許の適性検査の内容が改正されています。

改正前は、道路交通法施行規則第23条で、「両耳の聴力(第一種運転免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。)が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるものであること」となっていますが、第二項が加えられ「一に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるものではないが、法第91条の規定により、運転することができる自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができることとなる後写鏡を車室内において使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること」となっています。

早い話、殆どというか、まったく聞こえなくても、運転免許が取れるということです。(ただし、普通乗用車免許のみですし、一定条件が付されます)

聴覚障害者の運転免許取得運動は長い歴史があるのですが、第1段階では、補聴器無しでの聴力を必要とし、第2段階で補聴器が認められ、今回改正で、全く聞こえなくても良いと、事実上制約はなくなったというわけです、もっとも、「特定後写鏡(ワイドミラー)」の装着と「聴覚障害者(蝶々マーク)」の掲出は必要ですが…

ワイドミラー(ルームミラー)は、「当該普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができることとなる後写鏡を車室内において使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること…」と定められているように、右ハンドル車の場合は、左後ろの側方の窓ガラス越しに、左後方からの進行車の有無や安全が確認できることということです。

これから、「蝶々マーク」をつけた車も増えることですが、「若葉マーク」「もみじマーク」と共に、これらの車に幅寄せなどすると罰則があります、罰則以前に優しく接しましょう。

ついでに、道交法で定められている「マーク」のことですが、ご存知「初心者標識…若葉マーク」は新しく免許を取って1年間はずけなければいけません、今回クローズアップされた「高齢者標識…もみじマーク」、今までは、70歳以上の方が任意で

つけていましたが、6月1日からは75歳以上の運転者に、義務付けされ、違反すると反則金の対象ですが、後期高齢者問題との関連らしく1年間は指導で済むようです、それと先に述べた「聴覚障害者標識・・・蝶々マーク」、この三つが、義務付けで、後もう一つ、「障害者標識・・・四葉マーク」ですが、これは義務付けされていません。

以上四つが、道交法で定められた運転者に関する標識ですが、四角の青地に白抜きで車椅子がデザインされた標識をつけた車も見かけることでしょう、誤解されているのですが、これは道交法上の標識ではありません、正式には「国際シンボル」と言い、個人の車につけるものではありません、罰則が無いのですが、個人の車につけてはいけないのです(運転者が本当の障害者であっても)、バリアフリー対応の障害者用施設(建物、トイレ、あるいは車椅子で乗降できるバス等)に表示するものです。

前にも、色々なところで話したり、書いたりしたことですが、聴覚障害者に関する話題をもう少し・・・運転免許取得運動のことについては、一寸触れましたが、ろう者に運転免許を取らせないのは、憲法違反であるとして、最高裁まで争ったこともあるのですが、その時は敗訴しています。

その他には、教育問題です、永い間ろう学校で手話を禁止されていたという事実を知る人は少ないのでは無いでしょうか、つい最近までのことです。

どうしていたのでしょうか？話し言葉を覚えなさい、口の動きで内容を読み取りなさい、声を出して見なさいというのが現状だったのです。

だから、手話を知らない先生が堂々と、ろう学校の先生でまかり通っていたのです、まあ次に転任する頃までには、若干覚えるのですが、また新任の先生は同じことの繰り返しだったのです。

日本のろう者が実際使っている手話は、日本手話であり、日本語では無いのです、えっと驚く人もいるでしょうが、日本手話は、日本語と文法が違うのです、手話には、この日本手話の他、日本語対応手話もあります、一般的に聴者が使っているのが、日本語対応手話です、ろう者は、眉毛の動きでも肯定に使ったり、否定に使ったりと巧みに表情を使い自由自在に会話をしています。

日本手話がろう者の第1言語であり、日本語と違う別の言語であると認められてきたのもつい数年前からです、古くからの、公認の手話通訳士や手話教育の先生達でさえとまどっています。

また、バイリンガル・バイカルチュラル(二言語・二文化)教育のフリースクール「龍の子学園」が発展し、学校法人「明晴学園」として、発足したのは今年の事です、ようやく、ろう者の教育に明るさが見えて来たということでしょうか？

聴覚障害者を昔は聾啞者と言っていましたが、聴覚障害者同士で会話が自由にできるのだから、啞者では無いと、今は「ろう者」と言っているのです。

聴覚障害者のみならず、全ての障害者の立場を理解し、優しく接しましょう。